

労働安全衛生法第三十七条第二項の規定に基づき、クレーン等製造許可基準の一部を改正する件（平成五年労働省告示第百十六号）
 旧対照条文

○クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|--------------------|-------|------------------------------|
| <p>（クレーン等の構造） 第一条 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラ（以下「クレーン等」という。）の構造は、次の表の上欄に掲げるクレーン等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる労働省告示に定める構造規格に適合しているものでなければならない。</p> | | | |
| （略） | 令第十二条第六号に掲げるエレベーター | （略） | エレベーター構造規格（平成五年労働省告示第九十一号） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| <p>（クレーン等の構造） 第一条 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又はゴンドラ（以下「クレーン等」という。）の構造は、次の表の上欄に掲げるクレーン等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる労働省告示に定める構造規格に適合しているものでなければならない。</p> | | | |
| （略） | 令第十二条第六号に掲げるエレベーター | （略） | エレベーター構造規格（昭和三十七年労働省告示第五十六号） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |